

伊勢市公報

第 345 号
令和2年3月23日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市おおぞら児童園規則の一部を改正する規則	7
○ 伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則	9
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程	11
病院事業管理規程	
○ 伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程	13
告 示	
○ 伊勢市条例制定請求代表者証明書の交付について	15
○ 道路の供用開始について	16
○ 道路の供用開始について	17
○ 道路の区域変更について	18
○ 道路の供用開始について	19
○ 地籍調査の実施について	20
○ 伊勢市市税条例に基づく申告等に関する期限の延長について	21
○ 道路の区域変更について	22
○ 道路の区域変更について	23
○ 道路の供用開始について	24
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	25
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	26
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	27
○ 流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更に係る案の縦覧について	28
公 告	
○ 伊勢市土地利用基本方針の公表について	30
○ パブリックコメントの結果公表について	31
○ パブリックコメントの結果公表について	32
○ パブリックコメントの結果公表について	33
○ パブリックコメントの結果公表について	34
○ パブリックコメントの結果公表について	35
○ 公示送達	36

○ 公売公告兼見積価額公告

37

○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について

38

伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第4号

伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第2号を次のように改める。

選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のありました指定申請について、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、下記のとおり選定結果を通知します。

記

- 1 施設名
- 2 選定結果
- 3 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市お
おぞら児童園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 5 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市おおぞら児童園規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 18 年伊勢市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 作業療法士の項の次に次のように加える。

言語聴覚士	有資格者	一般職員の 8 号給上位
-------	------	--------------

(伊勢市おおぞら児童園規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市おおぞら児童園規則（平成 17 年伊勢市規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 言語聴覚士

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則をここに公布する。

令和2年3月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第6号

伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程を次のよ

うに定める。

令和2年3月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項後段の規定により企業管理規程で指定する職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程を次のように定める。

令和2年3月12日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第1号

伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項後段の規定により企業管理規程で指定する職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第91条第2項の規定により、次の者に対し、令和2年3月2日原発事故に伴う放射能災害から伊勢市民を守るための条例に係る伊勢市条例制定請求代表者証明書を交付しました。

令和2年3月2日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市鹿海町 681 番地 1 上野 正美

伊勢市桜木町 116 番地 43 湊谷 良金

伊勢市小俣町本町 1270 番地 1 荒川 圭子

伊勢市告示第 10 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
下野 29-23 号線	下野町字里裏 355 番 1 地先から 大湊町字禿松南新田 1260 番 2 地先 まで	令和 2 年 3 月 17 日

伊勢市告示第 11 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣 22 号線	小俣町新村 455 番 2 地先から 小俣町新村 453 番地先まで	令和 2 年 3 月 17 日

伊勢市告示第 12 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	神田久志本 黒瀬線	神田久志本町 761 番 1 地先から 神田久志本町 761 番 1 地先まで	旧	5.7～11.7	28.3
			新	5.0～5.6	28.3

伊勢市告示第 13 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
神田久志本黒瀬線	神田久志本町 761 番 1 地先から 神田久志本町 761 番 1 地先まで	令和 2 年 3 月 30 日

伊勢市告示第14号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日
令和2年2月28日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
村松2（村松町）
宮川1（宮川1丁目、中島1丁目、浦口1丁目及び常磐1丁目）
- 4 調査期間
令和2年3月11日から令和3年3月31日まで

伊勢市告示第 15 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号。以下「条例」という。）
第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、条例第 36 条の 2 第 1 項、第 4 項、第
5 項及び第 8 項の規定に基づく申告期限を延長します。

令和 2 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 期限を延長する地域
対象地域の限定なし

2 延長後の期限
令和 2 年 4 月 16 日

3 期限を延長する理由
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため。

伊勢市告示第 16 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	溝口 17 号線	二見町光の街字豆石山 1508 番 3 地先から	旧	13.7～20.6	19.4
		二見町光の街字豆石山 1508 番 4 地先まで	新	13.7～14.2	19.4

伊勢市告示第 17 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	溝口 17 号線	二見町光の街字豆石山 1508 番 12 地先から	旧	16.1～28.6	23.7
		二見町光の街字豆石山 1508 番 19 地先まで	新	16.1～19.8	23.7

伊勢市告示第 18 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
楠部 27 号線	楠部町字廣野 147 番 1 地先から 楠部町字廣野 147 番 1 地先まで	令和 2 年 3 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和2年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,128 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,730 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

35,459 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 106,377 人

伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第171回総会を次のとおり招集します。

令和2年3月6日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和2年3月13日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第5号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和2年3月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	工事店名	所在地	指定年月日
418	小川住設	鈴鹿市白子町 1689 番地 3	令和2年3月5日
419	有限会社 小島住宅 設備	松阪市東黒部町 571 番地 5	令和2年3月5日

伊勢市上下水道事業告示第6号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により、流域関連伊勢市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第3条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

令和2年3月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 下水道の種類

流域関連伊勢市公共下水道事業

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市役所上下水道部窓口

小俣総合支所生活福祉課

御菌総合支所生活福祉課

4 縦覧期間

自 令和2年3月12日(木)

至 令和2年3月25日(水)

5 問い合わせ先

伊勢市上下水道部下水道建設課 電話 0596-42-1530

伊勢市公告第10号

伊勢市土地利用基本方針を改定しましたので、次のとおり当該方針を公表します。

令和2年3月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 11 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市土地利用基本方針（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 2 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市土地利用基本方針（案）
- 2 案の公告日
令和元年 11 月 25 日
- 3 提出された意見
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第 12 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 2 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 2 期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
- 2 案の公告日
令和元年 11 月 25 日
- 3 提出された意見
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第 13 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 2 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画（案）
- 2 案の公告日
令和元年 12 月 16 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

伊勢市公告第 14 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 3 期伊勢市環境基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 2 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 3 期伊勢市環境基本計画（案）
- 2 案の公告日
令和元年 12 月 16 日
- 3 提出された意見
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第 15 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市地域公共交通網形成計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 2 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市地域公共交通網形成計画（案）
- 2 案の公告日
令和元年 11 月 25 日
- 3 提出された意見
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし
- 5 案の修正内容
なし

伊勢市公告第 16 号

公 示 送 達

下記の者の平成 31 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び名称

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 17 号

公売公告兼見積価額公告（令和 2 年伊勢市公告第 7 号）を取り消します。

令和 2 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市公告第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

尾上町町内会

(2) 区域

伊勢市尾上町字三日月、字清水世古、字虎ヶ尾、字隠岡山、字彪谷、字東山、字尾部坂、字南側、字北側及び字北世古の区域

(3) 主たる事務所

伊勢市尾上町 3 番 35 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	223.51 ㎡	伊勢市尾上町 283 番

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
--------	----	------

向井 進	伊勢市尾上町 125 番地	2 分の 1
伊藤 生三	伊勢市尾上町 167 番地	2 分の 1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 2 年 3 月 13 日から令和 2 年 6 月 13 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市環境生活部市民交流課

電話 0596-21-5563